原告ら第26準備書面の要旨

上記原告ら訴訟代理人 弁護士 岡本浩明

1 本件情報交換の本質

原告ら第26準備書面(以下「最終準備書面」という。)で主張しているように、大垣署警備課とシーテック社との間で行われた本件情報交換の本質は、公安警察による情報収集活動である。大垣署警備課は、風力発電事業が円滑に進まないのではないかというシーテック社の危機感を煽り、同社を公安警察活動の協力者に仕立て上げるために、原告らの個人情報を提供した。危機感を煽られたシーテック社は、大垣署警備課から有益な情報を得るために、原告らの個人情報を収集し、大垣署警備課に提供していた。これが本件情報交換の本質である。

このように、公安警察は、民間の事業者などを協力者として、市民の個人情報を収集しているのである。本件は、公安警察の情報収集の手口が明らかとなった事案である。

2 違憲・違法というほかない

最終準備書面で主張しているように、公安警察の原告らに対する長年にわたる情報収集 行為及び収集した情報の保有行為(以下「情報収集行為等」という。)が、憲法が保障す る原告らのプライバシー権や人格権を侵害することは明らかである。

この点、被告らは、情報収集行為等の適法性について、全く主張も立証もしない。ただ、警察法2条1項の「公共の安全と秩序の維持」のためと言うのみである。原告らの情報を収集することがなぜ「公共の安全と秩序の維持」に関係するのか、全く不明である。そもそも、警察法2条は1項で終わりではない。「警察の活動は、厳格に前項の責務の範囲に限られるべきものであつて、その責務の遂行に当つては、不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやしくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」と規定する2項が存在する。2項は1項の警察活動の範囲を限定するものであって1項と2項は一体のものである。したがって、警察法に基づく適法行為というのであれば、1項のみでは足らず、2項の該当性をも主張・立証しなければならない。ところが、被告らは、2項の該当性については一切言及しない。それは原告らに対する情報収集行為等がおよそ2項に該当しないことを自認しているからにほかな

らない。

よって、公安警察の原告らに対する情報収集行為等は違憲・違法というほかない。

3 被害は深刻である

本件においては、公安警察による情報収集行為等によってどのような被害を受けたのか、その被害の全容を、当の被害者である原告らが知ることはできない。どれだけの情報を収集しているのか、またその収集された情報をどのように利用してきたかについて、被告らは全く明らかにしないからである。この裁判手続でも事実関係について認否しないし、どのような情報を保有しているかも明らかにしなかった。提訴前の岐阜県警本部長に対する個人情報開示請求手続においても「存否応答拒否」として、その存否すら明らかにしなかった。

しかし、分からないからといって、被害がないのではない。被害の全容が被害者にすら 分からないということが、本件の被害の深刻さを物語っているのである。

今後、その被害を拡大させないためには、せめて、公安警察が現時点で保有する原告ら の全ての情報を抹消することが不可欠である。

4 行政権に対し立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である

そもそも、なぜ原告らは、公安警察によって情報を収集されなければならないのか。憲法で保障された権利(思想・信条の自由、表現の自由、信教の自由など)に基づき、自らの信念に基づいて国策に反対してきたに過ぎない。結局、公安警察は、国策に反対する原告らを敵視し、継続的に監視し情報を収集してきたのである。そのような情報収集行為等が許されるはずがない。

かかる違法な情報収集行為等が白日の下にさらされても、被告らは、本件について認否もしないし、証人尋問にも応じない。ひいては、国会において、警察庁警備局長が、「通常行っている警察業務の一環」とまで答弁した。今日に至っても原告らに対して一言の謝罪もない。法と裁判所を軽視し、自らの行為を顧みることもなく、通常業務とまで言い放つ公安警察に対し、立憲主義の何たるかを知らしめるのは司法権の使命である。本件の本質が公安警察の情報収集行為にあることを正しく理解し、情報提供行為にとどめず、情報収集行為とその保有行為にまで、鋭く司法の鉄槌を振り下ろすことを期待する。

以上